

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 をふまえた預金規定等の改定

当金庫では、2018年2月に金融庁より公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」をふまえ、下記のとおり2019年12月 1日より預金規定等の改定を行います。

改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客様に関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また既にお取引をいただいているお客さまにつきましても、お取引の内容、状況等に応じ、お客さまのお取引目的やお客さまに関する情報等を確認させていただく場合があります。

なお確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

当金庫が求める確認資料等をご提出いただけない場合、あるいはご提出いただいた確認資料の内容によっては、お取引をお断りしたり、お取引の一部または全部を制限させていただく場合があります。

1. 対象となる預金規定等

- ・「ひがしん総合口座取引等規定集」の「共通規定」
- ・当座勘定規定（一般）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・「定期預金等規定集」の「定期預金等共通規定」

2. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加いたします。（例：「ひがしん総合口座取引等規定集」の「共通規定」）

他の預金規定等につきましても、同様の改定を行います。

条項の新設

6の2.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格、在留期間、その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届け出てください。この場合、届け出いただいた在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
- なお、預金者の取引の制限に関して、既になされた当金庫の行為については、その効力を妨げないものとします。

条項の追加（下線部が追加箇所です）

7. (解約等)
- (1) 略(変更なし)
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が共通規定第4条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 第6条の2.(取引の制限等)の第1項から第4項に定める取引の制限が1年以上に渡って解除されない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は、この預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- (3) (4) 略(変更なし)

3. 改定日

2019年12月1日